

電気供給(取次)約款
(中部エリア)

2026 年 1 月 1 日実施

名張近鉄ガス株式会社

電 氣 供 給 (取 次) 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給(取次)約款の変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立	4
8	需 要 場 所	4
9	需給契約の単位	5
10	供給の開始	5
11	供給の単位	5
12	承諾の限界	5
13	需給契約書の作成	5
III	契約種別および料金	6
14	契約種別および料金	6
IV	料金の算定および支払い	7
15	料金の適用開始の時期	7
16	検針日	7
17	料金の算定期間	7
18	使用電力量の計量および算定	7
19	料金の算定	7
20	日 割 計 算	7
21	料金の支払義務および支払期日	7
22	料金その他の支払方法	8
23	延滞利息	8
24	料金または延滞利息の口座振替	9
25	料金, 延滞利息, 工事費負担金その他の払込み, クレジットカード払い	9
26	料金, 延滞利息, 工事費負担金その他の当社への支払日	9
27	保 証 金	9
V	使用および供給	10
28	適正契約の保持	10
29	力率の保持	10
30	需要場所への立入りによる業務の実施	10

31	電気の使用にともなうお客さまの協力.....	10
32	違 約 金.....	10
33	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	10
34	制限または中止の料金割引	11
35	損害賠償の免責.....	11
36	設備の賠償	11
VI 契約の変更および終了.....		12
37	需給契約の変更等.....	12
38	名義の変更	12
39	需給契約の廃止.....	12
40	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算	12
41	解約.....	12
42	需給契約消滅後の債権債務関係	13
VII 供給方法および工事		14
43	需給地点および施設.....	14
44	架空引込線	14
45	地中引込線	14
46	接続引込線等	15
47	中高層集合住宅等への供給方法	15
48	引込線の接続	15
49	計量器等の取付け.....	16
50	専用供給設備	16
51	電流制限器等の取付け.....	16
VIII 工事費の負担.....		17
52	一般供給設備の工事費負担金.....	17
53	特別供給設備の工事費負担金.....	17
54	供給設備を変更する場合の工事費負担金	17
55	工事費負担金の申受けおよび精算	17
56	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	17
IX 保 安.....		19
57	保安の責任	19
58	調 査.....	19
59	調査等の委託	19
60	調査に対するお客さまの協力	19
61	保安に対するお客さまの協力	19

62	自家用電気工作物.....	19
X	そ の 他.....	21
63	専属的合意管轄裁判所	21
64	反社会的勢力の排除	21
附	則	22
1	この約款の実施期日	22
2	標準周波数についての特別措置	22
3	「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る特別措置.....	22
別	紙	23
1	契約種別	23
2	従量電灯	23
3	動力契約	27
別	表	30
1	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	30
2	燃料費調整	30
3	契約負荷設備の総容量の算定	31
4	負荷設備の入力換算容量.....	32
5	契約容量および契約電力の算定方法	35
6	日割計算の基本算式	35

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、大阪瓦斯株式会社(以下「大阪ガス」といいます。)が行う一般の需要(低圧(3(1)参照)の需要に限り
ます。)に応じた電気供給の取次を行うときの電気料金その他の供給条件は、原則としてこの電気供給(取次)
約款(中部エリア)(以下「この約款」といいます。)によります。
- (2) この約款は、次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)、長野県
- (3) お客さまは、次のすべての条件を満たす場合に、当社に対してこの約款にもとづく需給契約を申し込むことが
できます。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
イ 当社のガスの供給を受けるお客さまであること。
ロ ガスと電気のご契約者さまが同一であること。
ハ ガスと電気のご使用者さまが同一であること。
ニ ガスと電気の需要場所が同一であること。

2 供給(取次)約款の変更

- (1) 送配電事業者等(3(16)参照)の定める託送供給等約款等(3(17)参照)が改定された場合、大阪ガスの定める電
気供給約款(中部エリア)が改定された場合、当社が一般ガス小売供給約款、簡易ガス小売供給約款、または
LP ガス販売条件を改定した場合、法令の改正によりこの約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必
要と判断した場合には、当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金に
かかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供
給(取次)約款(中部エリア)によります。
- (2) 当社は、この約款を変更した場合、変更後の電気供給(取次)約款(中部エリア)を当社のホームページに掲
示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) この約款または需給契約の内容を変更する場合において、(4)に定める場合を除き、電気事業法第2条の13
にもとづく供給条件の説明および書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子
メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしよ
うとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付に
ついては、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判
断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番
号のみを記載すれば足りるものといたします。
- (4) この約款または需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更そ
の他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13にもと
づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交
付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、
これを行わないものといたします。
- (5) 当社は、送配電事業者等(3(16)参照)の託送料金の改定、大阪ガスの電源調達費用の変動その他の理由に
より料金の値上げが必要となる場合は、需給契約の期間内であっても、次の手順に従い、需給契約における
新たな基本料金や電力量料金の単価を定めることができます。
イ 当社は、事前に新たな単価およびその適用開始日(以下「本適用開始日」といいます。)を書面、インターネ
ット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知
いたします。
ロ お客さまは、新たな単価を承諾しない場合は、本適用開始日の10日前までに、当社に対して廃止を通知す
ることで需給契約を廃止することができます。この場合には、需給契約はこの約款の各規定にかかわらず、
本適用開始日の前日をもって終了するものといたします。また、需給契約の廃止により解約金が生じる場合、
当社はこれをいたしません。
ハ ロに定める期限までに、お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは新たな単価を承諾したものとみ
なし、本適用開始日の直後の検針日より新たな単価を適用いたします。

3 定 義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 動力契約
動力の需要に対応し電気を供給する契約をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流
契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (9) 契約容量
契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
- (10) 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (11) 夏 季
毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。
- (12) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の6月 30 日までの期間をいいます。
- (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第1項に定める賦課金をいいます。
- (14) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (15) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月 31 日までの期間、2月1日から4月 30 日までの期間、3月1日から5月 31 日までの期間、4月1日から6月 30 日までの期間、5月1日から7月 31 日までの期間、6月1日から8月 31 日までの期間、7月1日から9月 30 日までの期間、8月1日から 10 月 31 日までの期間、9月1日から 11 月 30 日までの期間、10月1日から 12 月 31 日までの期間、11月1日から翌年の1月 31 日までの期間または 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月 29 日までの期間といたします。)をいいます。
- (16) 送配電事業者等
電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者または電気事業法第2条第1項第 11 号の3に定める配電事業者のうち、中部電力パワーグリッド株式会社をいいます。
- (17) 託送供給等約款等
送配電事業者等が電気事業法第 18 条に従い定める託送供給等約款およびその他の供給条件をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)
- (18) 同時請求の対象のお客さま
1 需要場所において、同一の名義による当社との都市ガス、簡易ガスまたは LP ガスの使用契約を締結されているお客さまをいいます。
- (19) 同時請求の対象でないお客さま
1 需要場所において、同一の名義による当社との都市ガス、簡易ガスまたは LP ガスのいずれの使用契約も締結されていないお客さまをいいます。
- (20) 一般ガス小売供給約款

当社が一般の需要に応じ導管により都市ガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。)のガスの料金その他の供給条件を定めた約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)

(21) 簡易ガス小売供給約款

当社が一般の需要に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合のガスの料金その他の供給条件を定めた約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)

(22) LP ガス販売条件

当社がLPガスを供給する場合のガスの料金その他の販売条件をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)

(23) ガス料金支払義務発生日

一般ガス供給約款、簡易ガス供給約款、またはLPガス販売条件にもとづきガス料金の支払義務が発生する日をいいます。

(24) 休日

日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいいます。

(25) 営業日

休日以外の日をいいます。

(26) きんがす生活サポート

ガス機器修理、水廻り修理の一次対応費用が無料となる「基本料無料サービス」、および、年1回の水廻りの診断・アドバイス等を行う「水廻りチェック」等、各種生活サポートが利用できる「生活サポートサービス」の総称をいいます。

4 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。ただし、託送供給等約款等に別段の定めがある場合には託送供給等約款等に従うものといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、動力契約については、別紙「3(動力契約)(1)ニ」を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、長期2年割引の適用により料金が割引かれる場合、割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

5 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、この約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまには、必要に応じて、送配電事業者等と別途協議を行っていただくことがあります。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送供給等約款等におけるお客さま(需要者)に関する事項を承認し、また、電気の需給に必要なお客さまの情報を大阪ガス、送配電事業者等、電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者および小売電気事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池(以下、発電設備等といいます。)、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法その他必要な項目

- (2) 当社が需給契約締結にあたり必要と判断する場合、契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立

需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ) 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。))において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

(4) その他、上記にかかわらず、託送供給等約款等に別段の定めがある場合は、これに従うものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と動力契約とをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、需給開始予定日をお知らせし、送配電事業者等との協議による供給準備その他必要な手続きを経たのち、当該需給開始予定日に大阪ガスが電気を供給いたします。
- (2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により大阪ガスによる供給開始までに長期間を要することがあります。
- (3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめお知らせした需給開始予定日に大阪ガスが電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためて需給開始予定日をお知らせし、変更後の需給開始予定日に大阪ガスが電気を供給いたします。
- (4) お客さまには、電気供給の実施にともない、送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

11 供給の単位

大阪ガスは、託送供給等約款等に別段の定めがある場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む当社とその他の契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別および料金

契約種別および料金は、別紙のとおりいたします。

IV 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

16 検針日

検針は各月ごとに、送配電事業者等が定めた日(検針区域に応じて送配電事業者等があらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。)に原則として実施されます。なお、託送供給等約款等に従い送配電事業者等により実際に検針が行われた日または検針を行ったものとされる日を検針日といたします。

17 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。なお、開始日から直後の検針日の前日までの期間が短く、当該期間に送配電事業者等が検針を行わなかったときは、料金の算定期間は、開始日から直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。

18 使用電力量の計量および算定

- (1) 使用電力量の計量および算定は、送配電事業者等により託送供給等約款等に従って行われるものといたします。
- (2) 当社は、大阪ガスから受け取る、託送供給等約款等に従い算定されたお客さまの使用電力量を、お客さまにインターネット上、書面その他当社が適当と認める方法により開示いたします。

19 料金の算定

- (1) 料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、需給契約ごとに当該需給契約の契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (2) 当社は、次項の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、料金の算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、その料金の算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の都合で料金の算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ロ 検針期間の日数が24日以下または36日以上となった場合
 - ハ その他当社が適当と判断した場合

20 日割計算

- (1) 当社は、19(料金の算定)(3)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表「6(日割計算の基本算式)(1)」により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、ベースプラン、きんがす電気 with 生活サポートプランおよびベースプランCの料金適用上の電力量区分については、別表「6(日割計算の基本算式)(2)」により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 19(料金の算定)(3)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

21 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- イ 同時請求の対象でないお客さまについては、検針日の翌日から起算して 30 日目といたします。
 - ロ 同時請求の対象のお客さまについては、次の場合を除き、検針日の属する月の翌月のガス料金支払義務発生日といたします。
- (イ) 検針日の属する月の翌月のガス料金支払義務発生日の 2 営業日前までに当社が送配電事業者等にて託送供給等約款等に従い算定されたお客さまの使用電力量を大阪ガスから受け取っていない場合、イと同様の取扱いといたします。
- (ロ) 当社との都市ガス、簡易ガスまたは LP ガスの使用契約と同時に需給契約が消滅した場合、消滅時点で支払義務発生日が到来していない料金も含め、都市ガス、簡易ガスまたは LP ガスの使用契約が消滅した日といたします。
- ハ 需給契約の継続中に、当社との都市ガス、簡易ガスまたは LP ガスの使用契約が解約その他の事由により消滅したことにより、同時請求の対象のお客さまが同時請求の対象でないお客さまとなった場合、消滅した日の前日までに使用電力量は受け取っているが支払義務発生日が到来していない料金については、当社との都市ガス、簡易ガスまたは LP ガスの使用契約が消滅した日に支払義務が発生いたします。消滅した日の前日までに使用電力量を受け取っていない料金については、イと同様の取扱いといたします。
- ニ イ、ロおよびハと異なる取扱いをする場合、当社はすみやかにお客さまに通知いたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が休日の場合には、その直後の営業日を支払期日といたします。
- (4) お客さまが、この約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社または大阪ガスが通知することがあります。

22 料金その他の支払方法

- (1) 料金または延滞利息は、次の方法により、お支払いいただきます。
- イ 同時請求の対象でないお客さまは、原則として口座振替によりお支払いいただきます。
 - ロ 同時請求の対象のお客さまは、お客さまが当社のガス料金を支払われる場合とおなじ支払方法にて、21（料金の支払義務および支払期日）(1)ロ(イ)の場合を除き、当社のガス料金と合わせてお支払いいただきます。
 - ハ 当社が手続き上必要と判断した場合は、払込みの方法によってお支払いいただきます。
- (2) 工事費負担金その他は、当社が別途指定した場合を除き、払込みの方法により、そのつど、お支払いいただきます。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

23 延滞利息

- (1) お客さまが支払期日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次に該当する場合には延滞利息は申し受けません。
- イ 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
 - ロ 料金を支払期日の翌日から起算して 20 日以内に支払われた場合
 - ハ 当社が特別の事情があると認めた場合
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に 1 日あたり 0.0274 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。
- なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

- (5) 延滞利息の支払期日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期日とおなじといたします。

24 料金または延滞利息の口座振替

- (1) 料金または延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- (2) お客さまは、料金または延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金または延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金または延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続きが完了するまでは、料金または延滞利息を払込みの方法でお支払いいただきます。

25 料金、延滞利息、工事費負担金その他の払込み、クレジットカード払い

- (1) お客さまは、料金または延滞利息、工事費負担金その他を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。
- イ 当社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等(以下「金融機関等」といいます。)
- ロ 当社の営業所等
- (2) お客さまは、料金または延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
- (3) お客さまは、料金または延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社指定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。
- (4) 料金または延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは、申込み時点の支払方法である口座振替または払込みの方法で料金または延滞利息をお支払いいただきます。

26 料金、延滞利息、工事費負担金その他の当社への支払日

- (1) 当社は、お客さまが料金または延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、お客さまが料金または延滞利息、工事費負担金その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 当社は、お客さまが料金または延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、料金がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれた日に、当社に対する支払いがなされたものといたします。

27 保証金

- (1) 当社は、6(需給契約の申込み)(1)もしくは 37(需給契約の変更等)(1)の申し込みをされたお客さま、または支払期日を経過してもなお料金その他この約款によって支払いを要することになった債務を支払われなかったお客さまから、大阪ガスによる供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、そのお客さまの予想月額料金の3月分(お客さまの負荷率、操業状況、同一業種の負荷率並びに前3か月分または前年同期の同一期間の使用電力量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、または需給契約が消滅したときは、保証金((3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)をすみやかにお返しいたします。保証金には利息を付しません。

V 使用および供給

28 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約容量または契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

29 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、動力契約のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、託送供給等約款等の定めに従い取りつけていただきます。

30 需要場所への立入りによる業務の実施

当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が需要場所への立入りが必要であると認める場合（託送供給等約款等に定めがある場合を含みます。）、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の係員（当社、大阪ガスまたは送配電事業者等から委託を受けた係員を含みます。以下同じ。）を立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需要場所に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の係員は、所定の証明書を提示いたします。

31 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、送配電事業者等の定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

32 違約金

- (1) お客さまが41(解約)(4)ロ、ハまたはニに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が決定した期間といたします。

33 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、次の場合には、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。
 - イ 送配電事業者等が維持および運用する供給設備（送配電事業者等が使用权を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 送配電事業者等が維持および運用する供給設備（送配電事業者等が使用权を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

34 制限または中止の料金割引

当社は、33(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、お客さまに対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、需給契約について送配電事業者等より大阪ガスが受けた割引金額と同額の割引を行い料金を算定いたします。

35 損害賠償の免責

- (1) 33(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および大阪ガスの責めとならない理由によるものであるときには、当社および大阪ガスは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 当社および大阪ガスの責めとならない理由により、需給の開始が遅延した場合、または需給契約が消滅した場合(41(解約)によって需給契約を解約した場合を含みます。)には、当社および大阪ガスは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社および大阪ガスの責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社および大阪ガスは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

36 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまは当社、大阪ガスまたは送配電事業者等に生じた損害を賠償していただきます。

VI 契約の変更および終了

37 需給契約の変更等

- (1) お客さまが需給契約の変更(長期2年割引の変更または適用の除外を含みます。)を希望される場合は、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。需給契約の変更後の料金の適用開始日は、需給契約の変更後の最初の検針日とし、当該検針日の前日までの期間については、変更前の需給契約が定める契約種別の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社、大阪ガス、送配電事業者等または電気に付帯するサービスを提供する事業者等の都合により、契約種別を廃止する場合は、当該契約種別のお客さまには廃止期日の3か月以上前にご連絡いたします。当該お客さまには、他の契約種別への変更または当社との需給契約の廃止等の手続きを行っていただきます。

38 名義の変更

相続、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社および大阪ガスに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

39 需給契約の廃止

- (1) お客さまが、需要場所における小売電気事業者の変更以外の事由により電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。需要場所における小売電気事業者の変更により電気の使用を廃止しようとする場合は、変更後の小売電気事業者が当社および大阪ガスに廃止期日を通知するものといたします。当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、原則として、お客さままたは変更後の小売電気事業者から通知された廃止期日に、送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、41(解約)および次の場合を除き、お客さままたは変更後の小売電気事業者から当社または大阪ガスに通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社がお客さまからの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社および大阪ガスの責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

40 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、大阪ガスは、需給契約の消滅または変更の日に、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまに精算していただきます。ただし、大阪ガスまたは送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

41 解約

- (1) 需給契約成立後、当社の責めによらない理由により需給を開始できないことが判明した場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。解約する場合、当社は、お客さまにすみやかに通知いたします。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
 - ハ 48(引込線の接続)に反して、送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- ニ お客さまが 39(需給契約の廃止)(1)に定める通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用さ

れていないことが明らかな場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、解約の15日前を目安に予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合（支払期日を経過した後、当社の料金払込窓口で支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）

ロ お客さまが当社とその他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までに支払われない場合

ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ お客さまが当社との都市ガス、簡易ガスまたはLPガスの使用契約を解除した場合

- (4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者等の供給設備または電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 動力契約の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

ホ 30（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

- (5) お客さまがその他この約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

42 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

43 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、送配電事業者等の電線路から最短距離にある場所を基準として送配電事業者等と大阪ガスとの協議によって定めます。ただし、次の場合には、送配電事業者等と大阪ガスとの協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、送配電事業者等の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社、大阪ガスまたは送配電事業者等の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 45(地中引込線)(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ 地中引込線によって電気を供給する場合で送配電事業者等の接続装置をお客さまの構内に施設できないとき。
 - ヘ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、送配電事業者等の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、送配電事業者等の負担で施設いたします。

なお、お客さま(共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。)のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所を、お客さまから送配電事業者等は無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備((3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が付帯設備を無償で利用できるものといたします。

44 架空引込線

- (1) 送配電事業者等の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として、架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、送配電事業者等が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、送配電事業者等の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点を送配電事業者等と大阪ガスとの協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。
- (4) 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱等の補助支持物を使用して他者へ電気を供給することがあります。
 - イ 送配電事業者等は、お客さまの補助支持物を使用して、他者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理(材料費の負担を含みます。)は送配電事業者等が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより送配電事業者等が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、送配電事業者等が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、送配電事業者等の所有とし、送配電事業者等の負担で施設いたします。

45 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、送配電事業者等の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も送配電事業者等の供給設備に近い接続点までを送配電事業者等が施設いたします。

- イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点
- ロ 送配電事業者等が施設する計量器(付属装置を含みます。)または接続装置の接続点
- なお、送配電事業者等が接続装置を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (2) (1)により送配電事業者等の電線路と接続する電気設備の施設場所は、送配電事業者等の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、送配電事業者等と大阪ガスとの協議によって定めます。
- なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。
- イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所
- ロ 建物の3階以下にある場所
- ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所
- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が付帯設備を無償で利用できるものといたします。
- なお、この場合の付帯設備は次のものをいいます。
- イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)
- ロ お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール
- ハ お客さまの建物の改修を必要とする設備およびお客さまの工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備
- ニ その他イ、ロまたはハに準ずる設備
- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。ただし、送配電事業者等が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、53(特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金をお客さまから申し受けます。

46 連接引込線等

- (1) 送配電事業者等は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線(1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。)または共同引込線によって送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、送配電事業者等は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。
- なお、お客さまの電気設備との接続点までは、送配電事業者等が施設いたします。
- (2) 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他者へ電気を供給することがあります。
- イ 送配電事業者等は、お客さまの引込口配線から分岐して、他者への連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理(材料費の負担を含みます。)は送配電事業者等が行ないます。また、需給地点は、送配電事業者等が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。
- ロ イにより送配電事業者等が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、送配電事業者等が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、送配電事業者等の所有とし、送配電事業者等の負担で施設いたします。

47 中高層集合住宅等への供給方法

- 中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、大阪ガスまたは送配電事業者等は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。
- なお、技術上その他やむをえない場合は、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、送配電事業者等が施設いたします。

48 引込線の接続

- 送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、送配電事業者等が行ないます。
- なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、託

送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

49 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。), その付属装置(計量器箱, 変成器, 変成器箱, 変成器の2次配線, 自動検針用通信端末装置等をいいます。)および区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は, 原則として, 送配電事業者等が選定し, かつ, 送配電事業者等の所有とし, 送配電事業者等の負担で取り付けます。ただし, 記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために送配電事業者等がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお, お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等とくに多額の費用を要する場合については, お客さまの負担により, お客さまで取り付けいただくことがあります。

- (2) 計量器, その付属装置および区分装置の取付位置は, 適正な計量ができ, かつ, 検針, 検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。))とし, 送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

また, 集合住宅等の場合で, お客さまの希望によって計量器, その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには, 送配電事業者等と当社との協議により, あらかじめ鍵を預けていただく等送配電事業者等が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただくことがあります。

- (3) 計量器, その付属装置および区分装置の取付場所は, お客さまから無償で提供していただきます。また, (1)によりお客さまが施設するものについては, 送配電事業者等が無償で使用できるものといたします。
- (4) 送配電事業者等は, 記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には, 送配電事業者等が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器, その付属装置および区分装置の取付位置を変更し, またはこれに準ずる工事をする場合には, 当社は, 託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

50 専用供給設備

- (1) 送配電事業者等は, 次の場合には, 53(特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
- イ お客さまがとくに希望され, かつ, 送配電事業者等が適当と認める場合
 - ロ 31(電気の使用にともなうお客さまの協力)の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由, または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により, 特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は, 需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路(配電盤, 継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。))に限ります。ただし, 特別の事情がある場合は, 供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器(1次電圧側線路開閉器を含みます。))とすることがあります。
- (3) (2)において, 開閉所は, 変電所とみなします。
- (4) (2)において, 需給地点とは会社間連系点以外の需給地点をいいます。
- (5) 送配電事業者等は, 供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし, (1)イの場合は, 次に該当する場合で, いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。
- イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で, いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。
 - ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

51 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は, 送配電事業者等の所有とし, 送配電事業者等の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし, その取付位置はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合には, 当社は, 託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 工事費の負担

52 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに配電設備(専用供給設備を除きます。)を施設するときには、当社は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

53 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

54 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き送配電事業者等の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。)は、当社は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- (2) 31(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって供給設備を変更する場合には、当社は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

55 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 申し受けた工事費負担金と、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額に差異が生じた場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。なお、申し受けた工事費負担金には利息を付しません。
- (4) 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、工事費負担金を申し受けて施設した接続設備の全部または一部を共用する供給設備として利用することがあります。
- (5) 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。
なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。
- (6) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたとき、またはすべてのお客さまが一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき工事費負担金を当初に申し受けます。
また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

56 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、託送供給

等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

Ⅸ 保 安

57 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の送配電事業者等の電気工作物についての保安の責任は、送配電事業者等が負います。

58 調 査

(1) 法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査は、送配電事業者等が実施いたします。

なお、お客さまのお求めに応じ、送配電事業者等の係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 送配電事業者等は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

59 調査等の委託

(1) 送配電事業者等は、58(調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)に委託することがあります。

(2) 送配電事業者等は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

60 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 58(調査)(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を送配電事業者等に提示していただきます。

61 保安に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および送配電事業者等に通知していただきます。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、送配電事業者等が適当な処置をいたします。

(3) お客さまが送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合には、あらかじめその内容を当社、大阪ガスおよび送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社、大阪ガスおよび送配電事業者等に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等は、必要に応じて、需給の開始に先だち、開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

62 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。

ん。

- (1) 58(調査)
- (2) 59(調査等の委託)
- (3) 60(調査に対するお客さまの協力)

X そ の 他

63 専属的合意管轄裁判所

需給契約にかかわる訴訟については、伊賀簡易裁判所または津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

64 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、需給契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。
- (2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、お客さまが(1)または(2)に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに需給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものといたします。

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2026 年 1 月 1 日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この約款実施の際限に次の区域内で標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に係る特別措置

- (1) 2024 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの燃料費調整単価は、別表「2（燃料費調整）(1)ロ」によって算定された燃料費調整単価から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。
- (2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。

別 紙

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契 約 種 別	
従 量 電 灯 (電 灯 契 約)	ベースプラン
	きんがす電気 with 生活サポートプラン
	ベースプランC
動 力 契 約	動力用プラン

2 従量電灯

(1) ベースプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電流は、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。

- (ロ) 送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

二 長期2年割引

- (イ) 契約期間を長期2年割引が適用される日から2年目の日までとすることに同意いただける場合、お客さまの申込みにもとづき、当該需給契約にホ(ハ)に定める割引を適用いたします。なお、この割引を長期2年割引といいます。なお、長期2年割引が適用されるお客さまにおいて、契約期間途中に、39(需給契約の廃止)(1)にもとづく需給契約の廃止、41(解約)にもとづく当社による解約、または長期2年割引の適用の除外が発生し、その長期2年割引の契約期間が満了する予定であった日までの間に需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、解約金 2,200 円をお支払いいただきます。ただし、需給契約が期間満了後に継続され、新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合、および、転宅による廃止の場合で転宅先でも当社との間で需給契約が締結される場合ならびに転宅先で当社の事情により当社との間で需給契約を締結できない場合、当社が特別の事情があると認めた場合、については、当社は解約金をいたしません。

- (ロ) 長期2年割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込

みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。ただし、転宅による申込みの場合、転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引を適用していた場合は、当該需給契約の契約期間の終了日までとすることができます。契約期間の満了までにお客さまから変更もしくは適用除外の申し出または需給契約の消滅もしくは変更がなければ、需給契約は、契約期間満了後も長期2年割引を含め同一条件で同一期間について継続されるものといたします。

- (ハ) 長期2年割引を適用するお客さまとの需給契約が継続される場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社および大阪ガスの名称および住所、契約年月日、当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびニ(イ)にもとづく解約金の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、長期2年割引が適用される場合、基本料金と電力量料金を合計した額に、(ハ)に定める割引率を乗じて算定された割引額を、当該合計から差し引きます。

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	971 円 16 銭
契約電流 40 アンペア	1,096 円 20 銭
契約電流 50 アンペア	1,423 円 62 銭
契約電流 60 アンペア	1,750 円 39 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 64 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 19 銭
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 42 銭

(ハ) 割引率

長期2年割引の割引率は次のとおりといたします。

割引率
2 %

ヘ 契約電流の変更

- (イ) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾した日の直後の検針日より、適用いたします。ただし、お客さまが、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同

時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。

- (ロ) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで、契約電流を変更することはできません。

(2) きんがす電気 with 生活サポートプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ロ) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は 40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電流は、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。

- (ロ) 送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

二 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 40 アンペア	1,127 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,448 円 70 銭
契約電流 60 アンペア	1,769 円 84 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1 か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 20 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 67 銭
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 62 銭

ホ 契約電流の変更

(イ) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾した日の直後の検針日より、適用いたします。ただし、お客さまが、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で、新たな需給契約の申込みと同時に、当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には、この限りではありません。

(ロ) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで、契約電流を変更することはできません。

ヘ 付帯するサービス

きんがす電気 with 生活サポートプランをご契約いただくお客さまは、その期間中きんがす生活サポートへも加入いただきます。

なお、きんがす生活サポートの提供を受けるには、きんがす生活サポートのサービスの対象となる住宅(同一の需要場所の専用住宅における需要をいいます。)において、同一名義により、当社との間で当該住宅を需要場所とするガスの使用契約を締結していることを条件とします。

きんがす生活サポートの提供は、お申込み日に応じて、原則として以下に定める日より開始するものとします。なお、以下に定める日からきんがす生活サポートの提供を開始できない場合は、当社が別途定める日から提供開始となることといたします。

きんがす生活サポートの提供開始日は、当社が適当と判断した方法により通知します。

お申込日	きんがす生活サポートの 提供開始日
1 日～15 日	お申込日の属する月の翌月 1 日
16 日～末日	お申込日の属する月の翌々月 1 日

きんがす生活サポートが解約となった場合、きんがす電気 with 生活サポートプランを解約いたします。

きんがす生活サポートの内容については、当社が別途定める「きんがす生活サポートご利用規約」に従うものとします。

(3) ベースプランC

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに、お客さまから当社への申込みにもとづき適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、送配電事業者等が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上使用できる最大出力(キロワット)との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契

約負荷設備ごとに別表「4(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「3(契約負荷設備の総容量の算定)」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「5(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

- (二) (イ)～(ハ)によりがたい場合は、当社または大阪ガスとの協議によって決定した値といたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとなります。

- (イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次の合計といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭
-------------------	------------

- (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 20 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 67 銭
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 62 銭

3 動力契約

- (1) 動力用プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
(ロ) 1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の契約電流(この場合、10 アンペアを1キロワットとみ

なします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

(ハ) 同一の需要場所において、同一の名義により、従量電灯とあわせて契約すること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約期間途中に、従量電灯について39(需給契約の廃止)(1)にもとづく需給契約の廃止または41(解約)にもとづく当社による解約があった場合、当該需給契約はあわせて消滅いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表「4(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次のaの係数を乗じてえた値の合計にbの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「5(契約容量および契約電力の算定方法)」に準じて算定いたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100 パーセント
	次の2台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

b aによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の14キロワットにつき	90 パーセント
次の30キロワットにつき	80 パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「5(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電力は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電力の値といたします。

(二) (イ)～(ハ)によりがたい場合は、当社または大阪ガスとの協議によって決定した値といたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定さ

れた再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,204 円 15 銭
---------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1か月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、送配電事業者等より通知された値にもとづき夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16 円 84 銭	15 円 29 銭

(ハ) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

へ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、従量制供給の場合の基準単価は次のとおりいたします。

1キロワット時につき	23 銭 3 厘
------------	----------

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院

1差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は, 同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき, 契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は, 次のイ, ロ, ハおよびニによります。ただし, 託送供給等約款等に別の定めがある場合は, これに従うものといたします。

イ けい光灯

	換 算 容 量
	入力(ボルトアンペア)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	
	高力率型	低力率型
3,000	30	80
6,000	60	150
9,000	100	220
12,000	140	300
15,000	180	350

ハ スリムラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量
	入力(ボルトアンペア)
999 以下	40
1,149 以下	60
1,556 以下	70

1,759 以下	80
2,368 以下	100

二 水 銀 灯

出力(ワット)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	
	高力率型	低力率型
40 以下	60	130
60 以下	80	170
80 以下	100	190
100 以下	150	200
125 以下	160	290
200 以下	250	400
250 以下	300	500
300 以下	350	550
400 以下	500	750
700 以下	800	1,200
1,000 以下	1,200	1,750

(2) 単相誘導電動機

イ 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力[キロワット])は, 換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

ロ 出力がワット表示のものは, 次のとおりといたします。

出力(ワット)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	
	高力率型	低力率型
35 以下	—	160
45 以下	—	180
65 以下	—	230

100 以下	250	350
200 以下	400	550
400 以下	600	850
550 以下	900	1,200
750 以下	1,000	1,400

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型 および移動型を含 みます。）	最高定格管電圧 （キロボルトピーク）	管 電 流 （短時間定格電流） （ミリアンペア）	換算容量（入力） （キロボルトアンペア）
治 療 用 装 置			定格1次最大入力 （キロボルトアンペア） の値といたします。
診 察 用 装 置	95 キロボルト ピーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア 以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア 以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア 以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペ ア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペ ア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペ ア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペ ア以下	10
	95 キロボルト ピーク 超過 100 キロボルト ピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペ ア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペ ア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペ ア以下	13.5
	100 キロボルト ピーク 超過 125 キロボルト ピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペ ア以下	16

	125 キロボルト ピーク 超過	500 ミリアンペア以下	11
	150 キロボルト ピーク 以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア 以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75 マイクロファラッド以下	1
		0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット)＝最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社、大阪ガスまたは送配電事業者等との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 契約容量および契約電力の算定方法

別紙「2(従量電灯)(2)ニ(ロ)」の場合の契約容量および別紙「3(動力契約)(1)ニ(ロ)」の場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100 パーセントといたします。)を乗じます。また、託送供給等約款等に別の定めがある場合は、これに従うものといたします。

(ア) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金を日割りする場合

$$1\text{か月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{日}}$$

(2) ベースプラン・きんがす電気 with 生活サポートプラン・ベースプラン C の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{イ 第1段階料金適用電力量} = 120\text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{日}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ イによって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。